

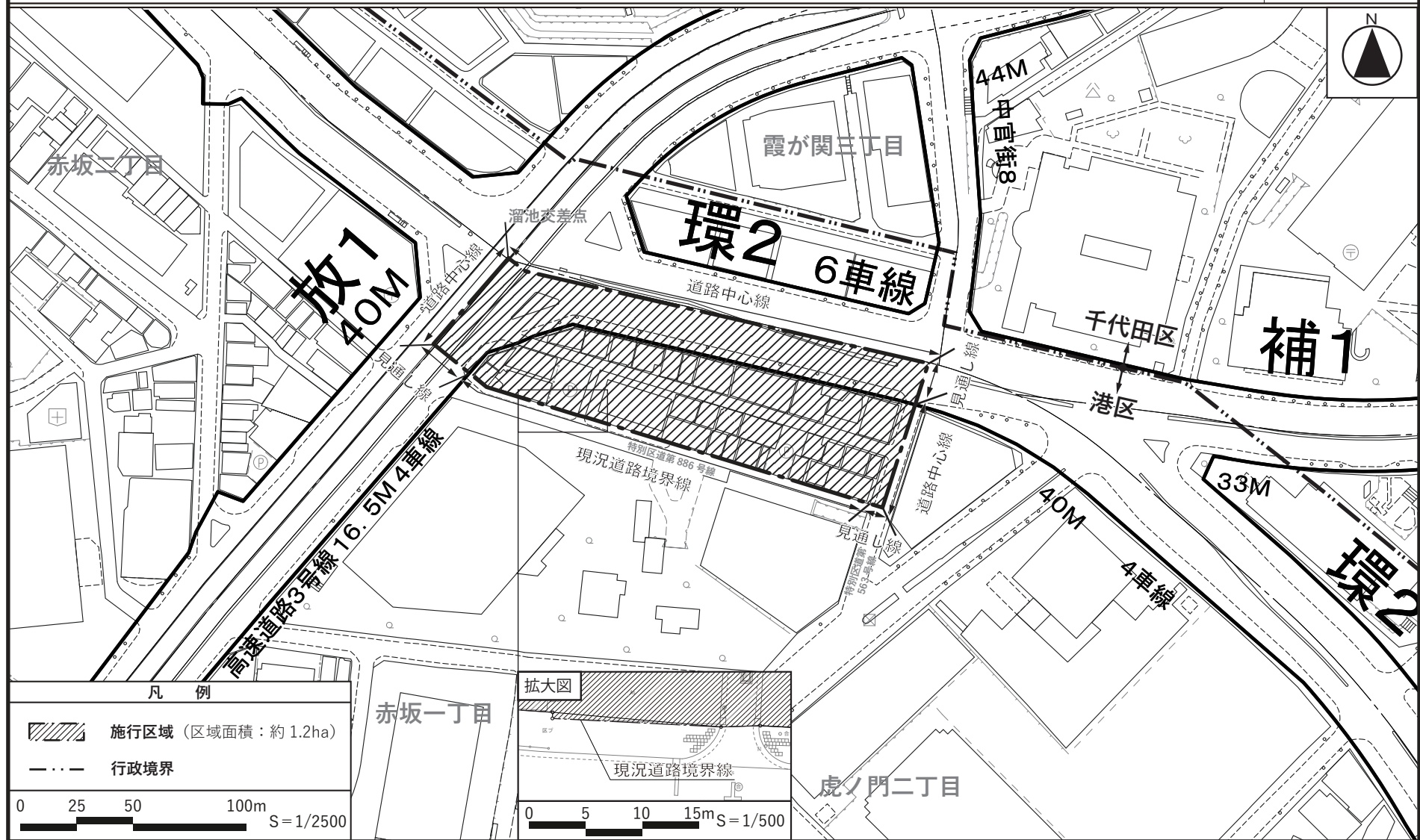
東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）（案）
都市計画赤坂溜池地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		赤坂溜池地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 1. 2 ha				
公共施設の 配置及び規模	道路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	環状第 2 号線	別に都市計画において定めるとおり		整備済み 溜池交差点の一部を再整備
			放射第 1 号線	別に都市計画において定めるとおり		整備済み
		区画道路	区画道路 1 号	幅員 5m、延長 約 45m		整備済み
			区画道路 2 号	幅員 0.5m、延長 約 15m		整備済み 一部線形変更、拡幅隅切り
建築物の整備		建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	建築物の高さの 限度	備 考
		約 5,270 m ²	約 102,700 m ² [約 83,400 m ²]	事務所、店舗、 文化・交流施設等	155m	建築物の高さは T. P. +7.2m からによる
建築敷地の整備		建築敷地面積	整 備 計 画			
		約 6,950 m ²	・溜池山王駅へのアクセス及び歩行者空間の快適性の向上を図るため、溜池山王駅直結の地下鉄連絡通路を整備するとともに、地上・地下・デッキレベルをバリアフリー動線で連結する地下鉄連絡広場を整備する。 ・区画道路に沿って歩道状空地及び広場を整備するとともに、周辺街区に連絡する歩行者通路（デッキレベル）を整備し、地区内外の回遊性を高める歩行者ネットワークを形成する。 ・建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に付属する門若しくは塀は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。 1 歩行者の回遊性、利便性及び快適性を高めるために設ける地下鉄連絡広場、広場、歩行者デッキ、階段、エレベーター、エスカレーター及びこれらに設置される屋根、ひさし、柱、壁その他これらに類するもの 2 地下鉄連絡広場のにぎわいに資する飲食店、物品販売業を営む店舗その他これらに類する施設 3 歩行者の安全性を高めるために設ける落下物防止柵その他これらに類するもの 4 地下鉄駅の出入口及びそれに付随する階段、エスカレーター 5 地下鉄連絡通路に係る給排気施設、消防設備の部分			
参 考		再開発等促進区を定める地区計画（赤坂溜池地区）区域内にあり。				

施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、駅前拠点に相応しい複合市街地の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

赤坂溜池地区第一種市街地再開発事業 計画図 1 (施行区域図) [港区決定]



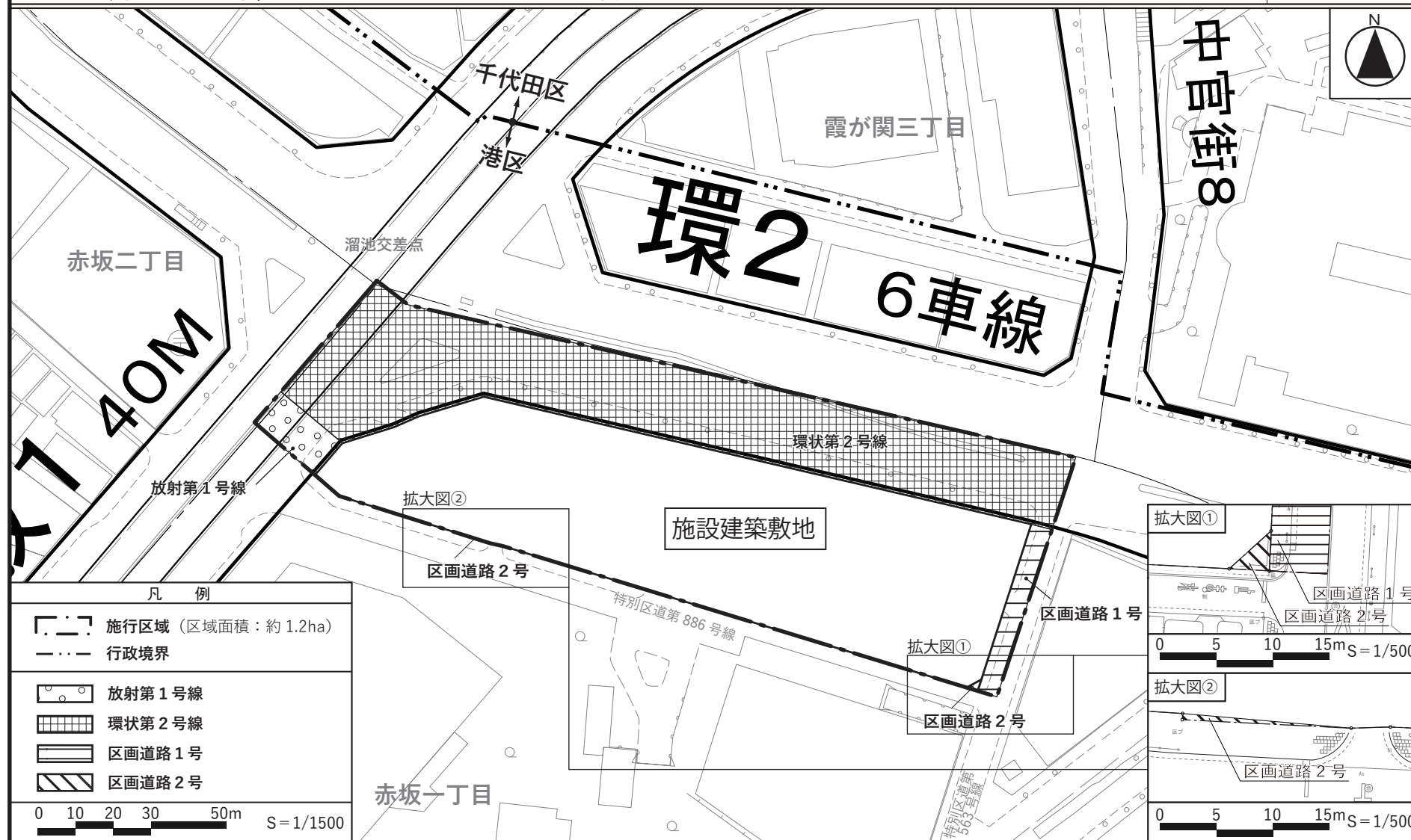
この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号: 7 都市基交測第 148 号)して作成したものである。無断複製を禁じる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

(承認番号) 7 都市基街都第 109 号、令和 7 年 6 月 17 日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

赤坂溜池地区第一種市街地再開発事業 計画図 2 (公共施設の配置図) [港区決定]



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号: 7 都市基交測第 148 号)して作成したものである。無断複製を禁じる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

(承認番号) 7 都市基街都第 109 号、令和 7 年 6 月 17 日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
赤坂溜池地区第一種市街地再開発事業 計画図 3 (建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限図)〔港区決定〕



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号: 7 都市基交測第 148 号)して作成したものである。無断複製を禁じる。
 この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
 (承認番号) 7 都市基街都第 109 号、令和 7 年 6 月 17 日

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画第一種市街地再開発事業

赤坂溜池地区第一種市街地再開発事業

2 理由

赤坂溜池地区は、幹線道路である放射第1号線と環状第2号線の交差点（溜池交差点）に面するとともに、地下鉄溜池山王駅に近接した交通利便性の高い地区である。一方、溜池交差点の交通島においては、車両と歩行者動線の交錯や滞留空間の不足が生じているほか、溜池山王駅からのバリアフリー動線の不足や、駅出入口付近で混雑が生じているなど、歩行者の安全性、駅へのアクセス性及び歩行者空間の快適性の向上が課題になっている。

本地区は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）」では、国際ビジネス交流ゾーン（六本木・虎ノ門）に位置し、地下鉄駅や幹線道路の交差点などを中心とした歩行者空間の充実、ネットワーク化が進み、回遊性の高い、みどりにとぎわいのある魅力的な複合空間を形成することが将来像として示されている。

また、「港区まちづくりマスタープラン（平成29年3月）」では、都市の魅力やにぎわいを備えた商業、文化、交流等の多様な集客機能及び業務機能の集積を更に促進することや、「六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン（令和4年8月）」では、地域の特性を生かした国際ビジネス交流拠点としての都市機能の集積、地下鉄駅や周辺地域からのアクセスも含めた安全で快適な歩行者ネットワークの形成、駅と直結する広場の整備やバリアフリー動線の強化などを取組方針として示している。

このような背景を踏まえ、溜池交差点の改良整備、バリアフリーに配慮した重層的な歩行者ネットワーク及び駅まち一体空間の整備を図るとともに、国際色豊かな多様な都市機能を集積するなど、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、駅前拠点に相応しい複合市街地を形成するため、面積約1.2ヘクタールの区域について第一種市街地再開発事業を決定するものである。